

ブロック塀等安全対策補助金のお手続きについて

お手続きの流れ

① 事前相談

事前相談依頼書をご提出ください。

② 現地調査

建築指導課職員が現地調査を行い、塀が補助の対象となるか否かを確認します。

③ 調査結果の連絡

塀が補助の対象となるか否かをご連絡します。

④ 交付申請

交付申請書に必要書類を添えてご提出ください。
※ 工事の契約・着手前の手続きが必要です。

⑤ 交付決定

交付申請の内容を審査し、補助金額を算定の上、「交付決定通知書」を送付します。

⑥ 工事契約・工事・工事代金の支払い

※ 必ず、交付決定後に行ってください。

⑦ 実績報告

事業実績報告書に必要書類を添えてご提出ください。

⑧ 確定通知

実績報告の内容を審査し、補助金額を確定の上、「補助金確定通知書」を送付します。

⑨ 交付請求

交付請求書をご提出ください。

⑩ 補助金振込

指定された口座に補助金を振り込みます。

ご提出いただく書類

事前相談依頼書（様式第1号）

交付申請書（様式第2号）

【必要書類】

- 工事の見積書の写し
- 市税完納証明書（同意に基づく納付状況確認によらない場合）
- 申請者と塀の所有者の関係が確認できる書類（申請者が塀の所有者以外の場合）
- 土地所有者の同意書（様式第3号）（申請者が塀の所有者以外の場合）

事業実績報告書（様式第9号）

【必要書類】

- 工事の契約書等の写し
- 工事の領収書等の写し
- 工事の完了後の写真
- 再築工事が適切に施工された旨の証明書（様式第10号）（再築がある場合）

交付請求書（様式第12号）

※ 上記の他に、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

ご 注 意

- 工事着手前に交付申請のお手続きが必要になります。交付決定前に、工事契約やお支払い、工事実施がある場合、補助の対象となりません。
- 交付申請の内容と異なる工事をした場合、補助金をお支払いできなくなることがあります。工事内容に変更が生じる場合は、事前に変更のお手続きが必要となります。
- 工事完了後の実績報告のお手続き期限は、申請年度の1月末までとなります。期限を超えて実績報告のお手続きがない場合、交付決定が取消しとなる場合があります。

ブロック塀等安全対策補助金の算定について

補助金の算定について

- 補助額は、補助対象事業費に補助率を乗じた額（千円未満切捨て）となります。補助率および限度額は右のとおりです。
- 補助対象事業費は、対象工事の見積額と基準額のうち低い額となります。
 - ・ 撤去工事の基準額 = 1万5千円 × 撤去面積（㎡）
 - ・ 再築工事の基準額 = 2万円 × 再築長さ（㎡）
（再築長さは塀の撤去長さが上限となります。）

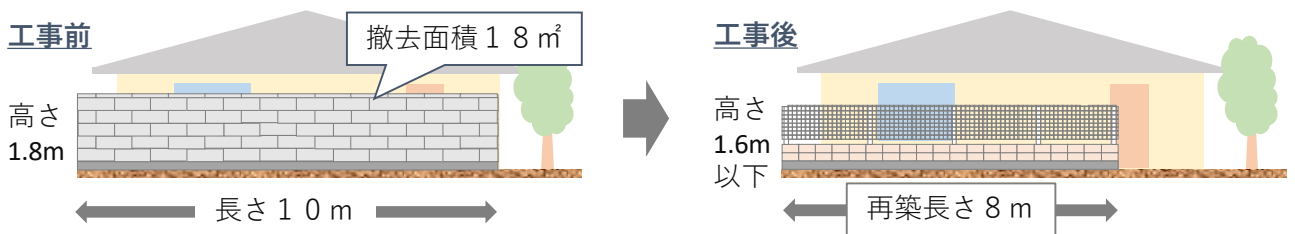
撤去補助	補助率	限度額
スクールゾーン等	3 / 4	22万5千円
上記以外の地域	1 / 2	15万円

再築補助	補助率	限度額
市内全域	1 / 3	6万6千円

【参考】算定例

算定例の条件

- 地域 : スクールゾーン等
- 撤去工事 : 撤去面積 18㎡, 撤去工事見積額 26万円
- 再築工事 : 再築長さ 8m, 再築工事見積額 24万円



撤去補助の算定

撤去工事見積額	26万円	<	基準額 (撤去基準単価1万5千円×撤去面積) 27万円 (1万5千円×18㎡)	⇒	補助対象事業費 (見積額と基準額の低い額) 26万円
補助対象事業費	26万円	×	補助率 (スクールゾーン等3/4, 一般地域1/2) 3/4 (スクールゾーン等)	=	撤去補助額 ※ (限度額 スクールゾーン等22万5千円, 一般地域15万円) 19万5千円

再築補助の算定

再築工事見積額	24万円	>	基準額 (再築基準単価2万円×再築長さ) 16万円 (2万円×8m)	⇒	補助対象事業費 (見積額と基準額の低い額) 16万円
補助対象事業費	16万円	×	補助率 (市内全域1/3) 1/3	=	再築補助額 ※ (限度額6万6千円) 5万3千円

※ 千円未満切捨て

補助額合計 24万8千円